

吹田市 事業系一般廃棄物の処理について

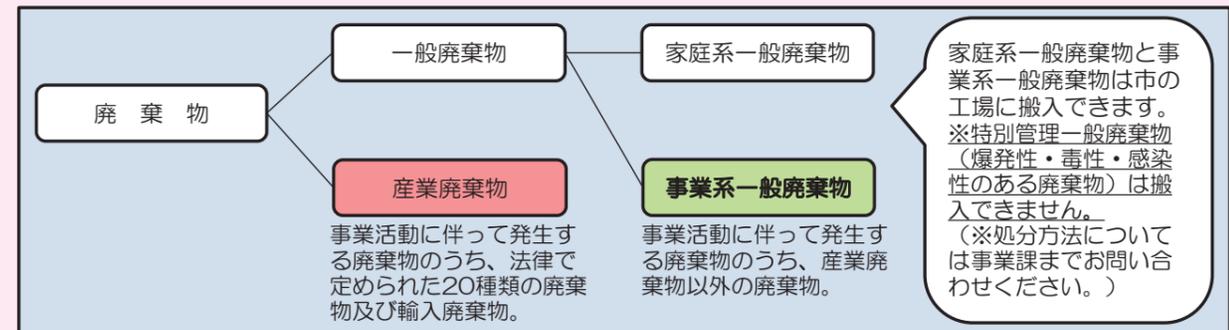
この印刷物は、環境にやさしいインキを使用しています。



① 廃棄物の区分「事業系ごみについて」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」ことと定められています。

※そのため家庭系一般廃棄物として排出することはできません。

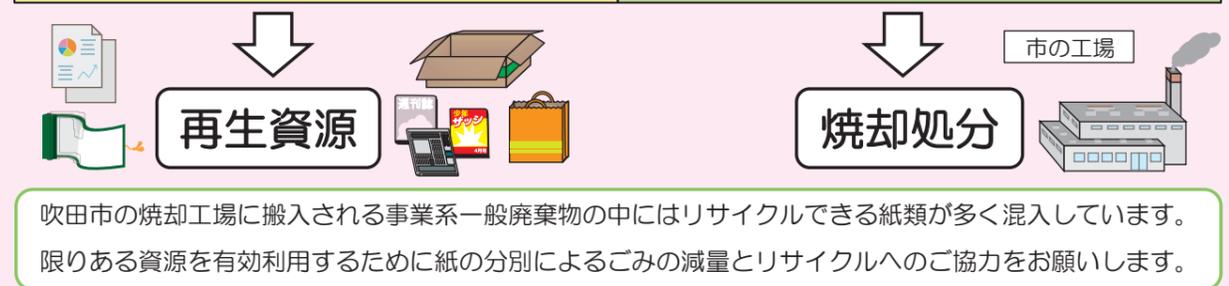


② 事業系ごみの分別及び処理方法の例

事業系一般廃棄物	市の焼却工場に搬入できるごみ	<p>残飯・生ごみ等 枝葉・板切れなど ※長さ50cm以下 太さ7cm以下</p> <p>リサイクルできない紙 ※③「紙のリサイクルについて」を参照</p> <p>※吹田市内で発生した廃棄物に限ります。</p>	<p>事業者が自ら処理できない場合は、市の焼却工場に自己搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。</p> <p>※家庭系一般廃棄物としては排出できません。</p>
	市の焼却工場に搬入できないごみ	<p>リサイクルできる紙 ※③「紙のリサイクルについて」を参照</p> <p>※シュレッダー紙</p>	<p>リサイクルできる紙類については他の廃棄物と混入することのないよう分別してまとめ、資源化物として収集運搬業者に収集を依頼してください。</p>
	産業廃棄物	<p>空きかん 空きびん</p>	<p>資源化物として収集運搬業者に収集を依頼してください。やむを得ず廃棄する場合は、大阪府又は吹田市の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。</p>
<p>プラスチック類 電池・蛍光灯等 建設廃材等 ガラス・陶器類 金属類</p>		<p>事業者が自ら処理できない場合は、大阪府又は吹田市の許可を受けた、産業廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。</p>	

③ 紙のリサイクルについて

リサイクルできる紙類	リサイクルできない紙類等（禁忌品） ※混入するとリサイクルの妨げとなるもの
<p>新聞 雑誌 ダンボール</p> <p>OA用紙 封筒・はがき</p> <p>紙箱 紙袋 紙製包装紙</p> <p>※シュレッダー紙</p>	<p>カーボン紙 感熱紙 圧着はがき 写真・写真プリント用紙 感圧複写紙等（レシート・FAX）</p> <p>においや汚れのついた紙 アルミでコーティングされた紙 防水加工された紙（紙コップ等）</p> <p>紙以外のものを貼り合わせてあるもの（金箔・銀箔等） 罫引き・ワックス付ダンボール</p>
<p>※シュレッダー紙は他の紙類と混ぜず、シュレッダー紙だけをまとめて排出してください。</p>	<p>※不織布は紙ごみではありません。袋に入れ、燃焼ごみとして排出してください。</p> <p>※不織布</p>



（お問い合わせ先）

- ☆ ① ② ③ 一般廃棄物の処理について
- ☆ ② 産業廃棄物の処理について
- ☆ 市の焼却工場への自己搬入手続きについて

事業課
環境保全指導課
資源循環エネルギーセンター

06-6832-0026
06-6384-1799
06-6877-3038